

食安監発0709第4号
平成22年7月9日

各

都道府県
保健所設置市

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

平成22年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査等について

食肉の衛生確保については、日頃より格別の御尽力をいただいているところですが、枝肉の微生物汚染防止は衛生的な食肉を供給するために重要であることから、別添1及び2の要領に基づき調査を行い、全国的な汚染の実態を把握することにより、今後の監視指導等に資することとしたいので、その実施について特段のご配慮をいただくようお願いします。枝肉の微生物検査の実施期間については、本年度より汚染の高い夏期とします。

本調査により、前年度調査等と比して細菌による汚染の程度が高いと考えられる場合及びグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)が検出された場合においては、と畜場設置者及び管理者等に対し、標準作業手順書の見直しをさせるなど、検証結果に基づく指導を実施するようお願いします。

結果の報告にあたっては、枝肉の微生物検査については、様式1-1、1-2及び2により11月12日(金)までに、GFAP検査については、様式3及び4により平成23年3月4日(金)までに当職(担当:乳肉安全係)あて、電子メールによりお願いします。

また、と畜場等における衛生管理については、「と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成9年1月28日付け衛乳第24号)、「と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成9年1月28日付け衛乳第25号)等に基づき、監視指導を実施されているところですが、衛生管理の状況の検証等において各自治体が独自に実施した微生物検査についても、平成23年2月末までに実施した結果等を様式5により平成23年3月4日(金)までに当職(担当:乳肉安全係)あて、電子メールにより情報提供をよろしくお願いします。

なお、平成21年度秋期実施分の結果を別添3のとおり取りまとめましたので、と畜業者等に対する指導の参考にされるようお願いします。

乳肉安全係 担当:今西、萩谷 電話:03-5253-1111 内線(2454) FAX:03-3503-7964 e-mail:hagiya-tomohiro@mhlw.go.jp
